

BC級戦犯横浜法廷における日本人弁護人制度について

日大生産工 ○高澤 弘明

1 はじめに

第2次世界大戦の終結直後、アメリカは接収した横浜地方裁判所に軍事法廷（以下「横浜法廷」と称する）を設け、1945年12月18日から1949年10月19日の約4年間にかけ1037名⁽¹⁾の旧日本軍関係者や民間人をBC級戦犯の被告人として審理した。この軍事法廷では審理の公正性を期すために、横浜法廷の根拠法規ともいえるべき戦争犯罪被告人審理規程（Regulation Governing the Trials of Accused War Criminals / AG 000.5 (5 Dec 45) LS）第5条b項において、被告人の弁護権が認められていた。この横浜法廷における弁護人は、法廷を所管するアメリカ第8軍軍司令官が任命したアメリカ人弁護人によって担われていたが、言語的な問題から被告人との意思疎通ができず、また来日して間もない彼らが、自ら証拠収集や証人調査を行うのには無理があったことから、外務省や旧陸海軍関係者は日本人弁護人を被告人らに斡旋し、法廷で不利な立場に陥らないよう対策をとった。これにより横浜法廷に立った日本人弁護人は214名と記録されている⁽²⁾。

この日本人弁護人の報酬問題に関して、興味深い資料が国立公文書館に残されている（資料1）。この資料は引揚援護庁第二復員局臨時調査部横浜出張所が1949年3月24日に作成したものであり、ここで横浜出張所とは、BC級戦犯として起訴された旧海軍関係者のための支援機関である。この資料によると、横浜法廷が開廷した昭和20（1945）年12月から21（1946）年12月末にかけ、日本人弁護人は「無報酬」で弁護活動を行っていたと記録されている。しかしながらこれは事実ではない。後述のように、この期間中、日本人弁護人には被告人やその家族からではなく、国や支援団体から弁護費用が支払われていたのである。

では、なぜ「無報酬」と記載されたのであろうか。もちろん、横浜出張所が管轄する旧海軍関係の戦犯審理がこの期間中にまだ始まっていなかったことから、「弁護人への支給がこの時期なかった」といったニュアンスで「無報酬」と記載した可能性もある。しかしながら私見と

期	日	無報酬
昭和20年12月	18日	無報酬
昭和20年12月	19日	無報酬
昭和20年12月	20日	無報酬
昭和20年12月	21日	無報酬
昭和20年12月	22日	無報酬
昭和20年12月	23日	無報酬
昭和20年12月	24日	無報酬
昭和20年12月	25日	無報酬
昭和20年12月	26日	無報酬
昭和20年12月	27日	無報酬
昭和20年12月	28日	無報酬
昭和20年12月	29日	無報酬
昭和20年12月	30日	無報酬
昭和20年12月	31日	無報酬
昭和21年1月	1日	無報酬
昭和21年1月	2日	無報酬
昭和21年1月	3日	無報酬
昭和21年1月	4日	無報酬
昭和21年1月	5日	無報酬
昭和21年1月	6日	無報酬
昭和21年1月	7日	無報酬
昭和21年1月	8日	無報酬
昭和21年1月	9日	無報酬
昭和21年1月	10日	無報酬
昭和21年1月	11日	無報酬
昭和21年1月	12日	無報酬
昭和21年1月	13日	無報酬
昭和21年1月	14日	無報酬
昭和21年1月	15日	無報酬
昭和21年1月	16日	無報酬
昭和21年1月	17日	無報酬
昭和21年1月	18日	無報酬
昭和21年1月	19日	無報酬
昭和21年1月	20日	無報酬
昭和21年1月	21日	無報酬
昭和21年1月	22日	無報酬
昭和21年1月	23日	無報酬
昭和21年1月	24日	無報酬
昭和21年1月	25日	無報酬
昭和21年1月	26日	無報酬
昭和21年1月	27日	無報酬
昭和21年1月	28日	無報酬
昭和21年1月	29日	無報酬
昭和21年1月	30日	無報酬
昭和21年1月	31日	無報酬
昭和21年2月	1日	無報酬
昭和21年2月	2日	無報酬
昭和21年2月	3日	無報酬
昭和21年2月	4日	無報酬
昭和21年2月	5日	無報酬
昭和21年2月	6日	無報酬
昭和21年2月	7日	無報酬
昭和21年2月	8日	無報酬
昭和21年2月	9日	無報酬
昭和21年2月	10日	無報酬
昭和21年2月	11日	無報酬
昭和21年2月	12日	無報酬
昭和21年2月	13日	無報酬
昭和21年2月	14日	無報酬
昭和21年2月	15日	無報酬
昭和21年2月	16日	無報酬
昭和21年2月	17日	無報酬
昭和21年2月	18日	無報酬
昭和21年2月	19日	無報酬
昭和21年2月	20日	無報酬
昭和21年2月	21日	無報酬
昭和21年2月	22日	無報酬
昭和21年2月	23日	無報酬
昭和21年2月	24日	無報酬
昭和21年2月	25日	無報酬
昭和21年2月	26日	無報酬
昭和21年2月	27日	無報酬
昭和21年2月	28日	無報酬
昭和21年2月	29日	無報酬
昭和21年2月	30日	無報酬
昭和21年2月	31日	無報酬
昭和21年3月	1日	無報酬
昭和21年3月	2日	無報酬
昭和21年3月	3日	無報酬
昭和21年3月	4日	無報酬
昭和21年3月	5日	無報酬
昭和21年3月	6日	無報酬
昭和21年3月	7日	無報酬
昭和21年3月	8日	無報酬
昭和21年3月	9日	無報酬
昭和21年3月	10日	無報酬
昭和21年3月	11日	無報酬
昭和21年3月	12日	無報酬
昭和21年3月	13日	無報酬
昭和21年3月	14日	無報酬
昭和21年3月	15日	無報酬
昭和21年3月	16日	無報酬
昭和21年3月	17日	無報酬
昭和21年3月	18日	無報酬
昭和21年3月	19日	無報酬
昭和21年3月	20日	無報酬
昭和21年3月	21日	無報酬
昭和21年3月	22日	無報酬
昭和21年3月	23日	無報酬
昭和21年3月	24日	無報酬
昭和21年3月	25日	無報酬
昭和21年3月	26日	無報酬
昭和21年3月	27日	無報酬
昭和21年3月	28日	無報酬
昭和21年3月	29日	無報酬
昭和21年3月	30日	無報酬
昭和21年3月	31日	無報酬

資料1 弁護士の日当表

昭和20年12月から21年12月まで「無報酬」と記載。

出典：国立公文書館所蔵「横浜出張所終末報告・昭和24年3月24日」、請求番号：平11法務05990100、38頁。

しては、日本人弁護人の弁護費用について、公的機関が関与していることの認識が憚られるという、戦犯裁判特有の事情があったと考えている。そこで本報告では、なぜ戦犯裁判において弁護費用の支給に関する公表が憚られたのか、その背景を、現在、国立公文書館に所蔵されている関連資料に基づいて考察することを試みる。

2 横浜法廷の概要と日本人弁護人態勢

日本における戦犯裁判といった場合、東京裁判（1946年5月3日～1948年11月12日）がよく知られているが、横浜法廷との主な違いは、東京裁判が東条英機元首相といった重大戦争犯罪人（the major war criminals）^(注1)を対象とし、

Japanese counsel system in the Yokohama Class B
and Class C War Crimes Trials

Hiroaki TAKAZAWA

A級戦争犯罪（平和に対する罪）を中心に審理が行われたのに対し、横浜法廷では日本軍将兵や軍属・民間人などのB級（通例の戦争犯罪）、C級（人道に対する罪）の戦犯容疑が審理されていることにある。後者では開廷中の約4年間に1037名がBC級戦犯容疑で起訴され、913名が有罪となり、うち123名に死刑宣告が下されている（実際に死刑が執行されたのは53名）（人道に対する罪）の戦犯容疑が審理されていることにある。後者では開廷中の約4年間に1037名がBC級戦犯容疑で起訴され、913名が有罪となり、うち123名に死刑宣告が下されている（実際に死刑が執行されたのは53名）(3)。そして、東京裁判と横浜法廷の差異には管轄権者の違いもある。基本的に両者とも連合国軍最高司令官の管轄下にあるが、例えば法廷の裁判官の任命権は、東京裁判では最高司令官が直接的に裁判官を任命するが（極東国際軍事裁判所憲章（Charter of the International Military Tribunal）第2条）、横浜法廷の任命権者は東京裁判と同じく最高司令官とする他に、最高司令官から「授権を受けた者」も任命できるとする規定があり（戦争犯罪被告人審理規程第3条第a項）、これについては、当時、日本に駐留していたアメリカ第8軍の司令官が行っていた。そのため横浜法廷の実質的な所管者は第8軍司令官とも言え、日本人弁護人費用の問題を含む横浜法廷関連の折衝事項は主に、死刑決定の再審請求を除いて、この第8軍法務部を通して行われていた。

そして横浜法廷の弁護制度については、上述の通り戦争犯罪被告人審理規程第5条第b項2によって被告人の弁護権が認められており、被告人の弁護は第一に第8軍司令官が任命した弁護人が行う、第二に被告人自身が選任した弁護人が行う、第三に被告人自身で行うという三つの方式となっていた。管見の限り横浜法廷は第一方式で行われており、軍司令官が、第8軍法務部に所属する米軍籍を持ったアメリカ人弁護士団のなかから、事件ごとに弁護人の任命を行っていた。そしてこの米軍籍の有無が日本人弁護人の報酬問題に関わってくる。軍司令官によって任命された弁護人は米軍籍を有するため、その給与等は当然に米軍の負担となるが、日本人弁護人は米軍人でないため給与等の支給はない。米軍側で日本人弁護人を雇用するという案も考えられたが、1945年12月時点では米軍側にはそのような予算がなかったという(4)。つまり日本人弁護士の選任は第二方式しかなく、米弁護人が第一方式の官選弁護人とすれば、第二方式による日本人弁護人は私選弁護人となり、当然、弁護費用は全て被告人の負担となるのである。敗戦による経済的窮状からすれば、被告人がその費用を全額負担することはまず無理な話であった。とはいえ、被告人に日本人弁護人を付けるべく、遅くとも1945年10月初旬までには陸軍省は大日本弁護士会連合会と連携して日本人弁護人の確保に取り掛かっていた。国立公文書館には10月22日に陸軍省法務局に提出された弁護士名簿が残されており（ただしこの名簿は、

A級戦犯の弁護人を想定したもののように、各弁護士会の会長や著名弁護士が名を連ねている(5)、横浜法廷で第1号事件の審理が始まる12月18日の時点では、在京弁護士会から第一復員省(12月1日より陸軍省から改組)法務局に30名前後の弁護士が推薦され、一定数の弁護人は確保できていたようである。しかしながら、その第1号事件となる日本人弁護人の選定に際しては、明らかな準備不足を来している。第1号事件の弁護人を受任した渡辺治渥（当時、横浜弁護士会会長）によれば、開廷日の前々日の午後に、大日本弁護士会連合会会長から第1号事件の弁護担当として「半強制命令的な推薦」が行われ、「即時之を引受けねば、日本の弁護権が失格する」と言う切迫した重大場面」だったと回顧している(6)。この混乱は米軍からの公判日の通告が突然であったという事情もあるが、ともかくこのような状況では弁護費用の支給問題どころではなかった。

3 日本人弁護人の報酬に関する日本政府の姿勢

では、この日本人弁護人の報酬問題について、旧軍関係者や政府部内ではどのように話しかれていたのだろうか。これについて第1号事件の審理が始まる4日前の12月14日、外務省大臣室に外務省、司法省、第一復員省、第二復員省（旧海軍省）の戦犯担当者が集まり、この報酬問題の基本路線が確定するような討議が交わされている(7)。会議の冒頭、英米法の権威で外務省の法律顧問でもあった高柳賢三が次のように戦犯容疑者への支援方針を述べている。それによると、「政府ガ直接弁護団ヲ援助スルコトハ難色アリ」としつつも「政府ガ何モセヌモノモ適当ナラズ」との判断から、「結局終戦事務ノ一部トシテ中立性ノ機関ヲ作り、連合軍ニ対スル協力及弁護団ニ対スル援助ヲナスコトニセリ」との方針を示している。ただし高柳のいう「中立性ノ機関」が行う援助については、戦争犯罪のうち「政治責任関係、指揮命令関係、残虐行為実行関係ノ区別アル処、審議室ノ取扱フハ主トシテ第一及第二種トナルニ非ルカ」とし、A級戦犯に類する容疑者には援助するものの、捕虜虐待行為といったBC級戦犯容疑については関与せず、BC級戦犯は「弁護団ノ努力ニ俟ツモノナリ」と一線を画す姿勢を示している。そして高柳に続き同じく外務省の岡崎勝男から弁護人の報酬に関する説明がなされ、「弁護団ハ私設ニシテ政府ノモノニ非ズ、被告人側ノモノナリ。従ッテ政府ハ其ノ費用ヲ負担セズ」と、外務省の方針として弁護関係の金銭的支援は行わないと明言するのである。これに対し第一復員省の吉積正雄元陸軍中將は「仮令事件ガ不正行為トナルトモ之ハ公務上就中其ノ配置上発生セルモノニシテ、政府ガ面倒ヲ見ルハ当然ト認ム。殊ニ本件関係者ニハ裁判費用ヲ負担シ能ハザル者多キ実情ナルヲ以テ、経費モ政府負担ヲ当然トス」と裁判費用の公的支援を求めるが、同様

に外務省の曾根益が「残虐行為ノ如キ不法行為者ヲ政府ガ援助スルハ対内及対外的ニ不適當ナリ」、「被告中ハ富有者モアルコトナレバ各々身分相応ニ経費ヲ持ち寄り、貧富公平ナル如ク弁護士ヲ頼ムガ適當ナラン」と、あくまでも弁護費用は自己負担であり、公的支援の拒否を主張するのである。その理由として曾根は虐待事件の弁護人の扱いについて、既にGHQに照会していたことを明らかにした上で、まずGHQとしては、この種の事件に関する日本人弁護人を米側の官選弁護人として引き受けることは、米側の予算上まず難しいとされ、では虐待事件の弁護人として「日本政府ガ日本人弁護士ヲ使用スル」ことについては、GHQ側は「関知セザル処ナリ」と答えたという。ただし曾根の印象から、虐待事件の弁護にあえて日本政府が関与することは「米側ノ感情ヲ害シ不適當ナラン」と判断し、公的支援に対し厳しい態度を示したのである。ただその一方で、同じく外務省のスタッフであり、戦犯容疑者の世話や横浜法廷の対応を所管とする終戦連絡横浜事務局の鈴木九萬は、上出の高柳・岡崎・曾根とは異なり、「本日巢鴨収容所長（米人）ト面会セル際、只今ノ件質問セル処「日本人ヲ裁判スル為、米国ハ米国市民ノ税金ヲ消費シテ弁護人ヲ使用シアリ、日本人ノ為ニ日本政府ガ官選弁護人ヲ使用スルハ当然ナラズヤ」ト答ヘタリ」と、戦犯容疑者を収容している巢鴨刑務所のアメリカ人所長が、日本人戦犯を裁くためにアメリカ国民が払った税金で弁護士を賄っているのだから、日本人戦犯のために日本政府が公費で弁護人を用意するのは当然と発言したことを紹介し、高柳らの方針に異を唱える行為に出る。これが影響してか、この会議の結論として、捕虜虐待といったBC級戦犯容疑者の弁護費用は容疑者の個人負担とせず、公費または寄付金で賄うことで出席者の意見がまとまるとされる。

4 外務省の方針の背景とその後の対応

ところで興味深いのは、吉田茂をトップとする外務省がなぜBC級戦犯の容疑者に対し冷淡な態度をとったのかである。この点、2015年に公刊された横浜法廷に関する清永聡の著書によると、吉田の軍人嫌い、日本が国際社会に復帰するための代償として、戦犯容疑者を差し出したのではないかとする見解がある(8)。私見では、もう1つ考えられ得る要因として、1945年11月24日に連合国軍最高司令官が出した日本政府への指令(SCAP指令第338号)を挙げたい。この指令は、連合国軍最高司令官の命により逮捕、拘留された者に対し、恩給扶助料、諸給予等の支給を停止させるものである。これによれば戦犯容疑者に対する一切の経済的扶助の途は絶たれ、弁護費用の公的負担もできないことになる。旧海軍関係の戦犯容疑者の支援をしていた豊田隈雄は、後に当時を振り返りながら「総司令部は最初は弁護費用も一切官から出してはいけなと示達していた」(9)と証言している。

この豊田のいう「示達」が何を指しているかは現時点で未詳である。ともあれ示達の根拠となっていたのはおそらくSCAP指令第338号であり、それ故に外務省は弁護費用の公的負担に難色を示したのであろう。

では、本報告の冒頭で触れたように、横浜法廷の開廷した1945年12月から1946年12月末にかけて、日本人弁護人たちには本当に何らの報酬も支払われなかったのであろうか。実は支払われていたのである。当時、旧陸軍関係の戦犯容疑者の支援を行っていた第一復員省俘虜調査部横浜連絡所の業務日誌のうち、1946年1月12日頃に記されたと見られる頁には「事件着手ノ際千円」、「当該事件ニ関シ公判出廷一日ニ付百円」、「当該事件終了ノ際若干円」との支払基準が明記されており(10)、1月22日の日誌にはこの基準に基づき、上出の渡辺弁護士を含む5名の日本人弁護人に支払いが済まされたことが記録されている(11)。

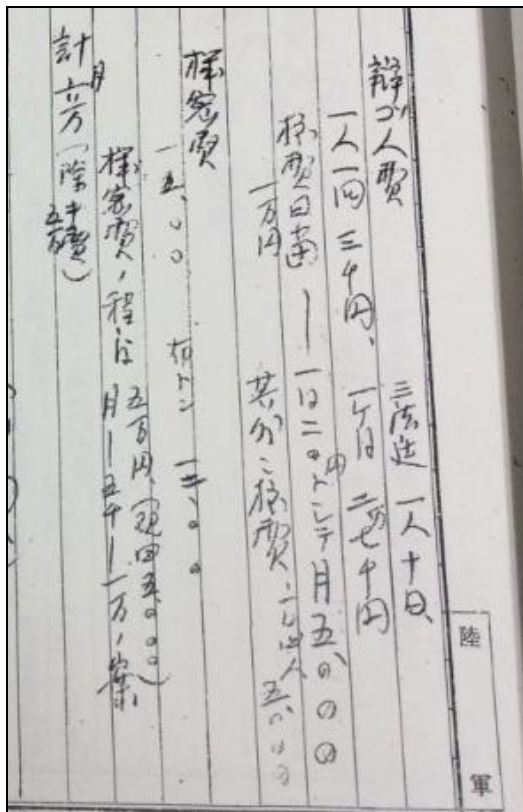
さらに2月5日の日誌には、「弁護人費」のなかに「機費日当一日二〇円トシテ、月五〇〇」とのメモ書きが残されており(資料2)(12)、その支払いが「機密費」から捻出されていた可能性が指摘できる。当時、旧陸軍の法務関係の責任者であった大山文雄元陸軍中將は、A級戦犯の弁護費用に関して「被告の大部殊に軍関係被告は皆貧乏で、陸海軍で相談し、また政府とも話して、表立たずに、若干の機密費位は出しているのではないかと。陸軍としては、当時持っていた機密費約二百万円から使っていたことは確かである」と回想している(13)。すなわちA級戦犯の弁護費用が機密費から支出されていたことを証言しており、BC級の被告人も同様であった可能性は十分に考えられる。いずれにしても弁護費用に機密費が使われたとすれば、大山のいうように「表立たずに」支払うことを目的とし、これはGHQの動向を意識したものであろう。

5 まとめ

以上のように、横浜法廷が開廷した1945年12月から1946年12月末にかけて、日本人弁護人に対して弁護費用が支払われているにもかかわらず無報酬と記された要因には、SCAP指令第338号のようなGHQの戦犯容疑者に対する厳しい姿勢が影響していたことが考えられる。そしてこのように厳しい態度のより根本的な背景として、最後に、第二次世界大戦後における新たな戦争責任観の形成を指摘しておきたい。20世紀初頭までの戦争責任は対国家責任の追及であり(その代償が国家賠償金)、戦争指導者や将兵らの個人としての戦争責任は追及されなかった。しかしながら第一次世界大戦のような総力戦が繰り広げられ、ヨーロッパ全土が戦場と化すと、国家責任だけでは済まされず、戦争を引き起こした戦争指導者や、それに与した将兵への個人責任の追及が求められるようになる。しかしながら第一次世界大戦では、ドイツ皇帝ヴィルヘルム二世やドイツ将兵に対する

個人的戦争責任の追及が十分に行われなかったため、戦間期には、個人的戦争責任の追及を如何にして可能にらしめるかが、国際法学者を中心に議論されていた。その議論の具現化が第二次世界大戦後における日独への戦犯裁判となる。周知の通り東京裁判はもちろんのこと、横浜法廷も個人責任の追及（刑事罰）が厳格に行われることとなった。そこにおいては、背後で国家が弁護費用を負担するといった公的な支援は、個人戦争責任の原則に正面から抵触するものとならざるを得ない。戦犯容疑者への経済的扶助を禁じた SCAP 指令第 338 号は、それを反映した措置であったのかもしれない。

冒頭で紹介した臨時調査部横浜出張所の資料における「無報酬」の文字からは、第二次世界大戦後に生まれ出た新たな戦争責任観への対応が見てとれるのである。



資料 2 横浜中沢機関連絡綴

昭和21年2月5日の日誌。支払勘定の「弁否人費」のなかに「機費日当」の文字が読める。

出典：国立公文書館所蔵「横浜中沢機関連絡綴（一）・昭和20年12月起～昭和22年6月30日」、請求番号:平11法務06171100、22頁。

《注記》

(注1) International Military Tribunal for the Far East Charter (IMTFE Charter), Art.1.

《引用文献》

- (1) この被告人の人数については、復員庁第二復員局調査部や法務省司法法制調査部で戦犯資料の収集に携わった豊田限雄の調査に基づくものである（豊田限雄『戦争裁判余録』（泰生社・1986年）349頁）。最近では、米軍側の資料から算出したものとして、996名とする林博史の調査報告もある（林博史『BC級戦犯裁判』岩波文庫（岩波書店・2009）83頁）。
- (2) 国立公文書館所蔵「戦争裁判の記録・第5章戦犯裁判関係諸対策 第2節裁判に関する業務及び対策」、請求番号:平11法務05849100、37頁。
- (3) 豊田、前掲書、112頁。
- (4) 国立公文書館所蔵「戦争裁判連絡委員会、同幹事会（金曜会、木曜会）」平11法務05912100、8頁。
- (5) 国立公文書館所蔵「弁護人名簿（法務課）」、請求番号:平11法務06258100、51頁以下。
- (6) 渡辺治淳「戦犯弁護第一陣」法律新報726号、1946年、29頁。
- (7) 前掲資料、戦争裁判連絡委員会、1頁以下。
- (8) 清水聡『戦犯を救え—BC級「横浜裁判」秘録』新潮新書（新潮社・2015年）83頁以下。
- (9) 豊田、前掲書、112頁。
- (10) 国立公文書館所蔵「横浜中沢機関連絡綴（一）・昭和20年12月起～昭和22年6月30日」、請求番号:平11法務06171100、46頁。
- (11) 前掲資料、横浜中沢機関連絡綴、53頁。
- (12) 前掲資料、横浜中沢機関連絡綴、22頁。
- (13) 国立公文書館所蔵「聴取書（2名）大山文雄・太田三郎」、請求番号:平11法務06445100、13頁。

本研究はJSPS科研費 JP15K02871の助成を受けたものです。